

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。
2. 自主財源に乏しく財政力指数の低い都市自治体が学校施設を計画的に整備するため、学校教育施設等整備事業債の充当率を引き上げるとともに、交付税措置を講じること。
3. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とすること。
また、国有学校用地における公立学校の増改築に際して、増改築承諾料の徴収を廃止すること。
さらに、国有学校用地において、民間事業者とのリース契約による校舎の増改築、仮設校舎の建設が可能となるよう制度を改正すること。
4. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
5. 現存する小・中学校のごみ焼却炉について、早急に除去する必要があることから、所要の財政措置を講じること。
6. 社会教育施設や社会体育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。また、民間資金等の活用を図

るため、民間事業者が参入しやすい環境を整備すること。

7. 通学路となる道路の交通安全施設整備等について、財政支援措置の強化を図ること。
8. 激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業へ公立社会教育施設災害復旧に係る事業の追加をすること。
また、追加できない場合は、特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設を行うこと。その際、原形復旧のみではなく、改良復旧についても対象とすること。
9. 都市自治体が設置する陸上競技場について、地域における競技の実情に即した公認が行われるよう、必要な措置を講じること。
10. 高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。
11. 市立及び組合立の高等学校における施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。
12. スポーツ施設と他産業との融合施設の整備・運営について、財政措置の拡充を図ること。